

生活騒音を考えよう

川崎市環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当

電話(直通) 044-200-2525

FAX 044-200-3921

e-mail 30hozen@city.kawasaki.jp

私たちの身のまわりには、さまざまな音があふれています。

小鳥のさえずり、風や雨音、工場操業音、建設工事、自動車走行音など、快い音から大量の人工的な音に取り囲まれて私たちは暮らしています。

音は人の価値観の違いや状況等によって、騒音の感じ方が変わります。例えば、同じ音でも快く感じる人もいれば不快に感じる人もいますし、昼間と夜間では周囲の状況が変わるため感じ方が変わってきます。

騒音に関する問題は、これまで住工混在が主たる原因となって引き起こされてきました。一般に工場・事業所の生産活動や事業活動に伴って発生する騒音や建設工事から発生する騒音は、法条例の規制により改善が図られてきました。

一方、住宅が密集している都市部では、一般家庭の日常生活における音響機器や冷暖房機の音、ペットの鳴き声、集合住宅における生活活動に伴う音などにより、日常生活の快適さを損なう、「生活騒音」問題が多くなっています。生活騒音は日常生活に伴って必然的に発生する音であり、多くの方が被害者にも加害者にもなりえます。このような生活騒音を、法条例で規制することは日常生活に制限を加えることになり、一律的な規制にはなじみにくいものといえます。

本市では、実際に感じている騒音の大きさを、数値を持って客観的に判断する道具として騒音計を活用していただくため、騒音計の貸出制度を設けています。本パンフレットは一般的な騒音の大きさの目安・貸出制度の概要・騒音計の使用方法などを簡単にまとめたものです。生活騒音に関心を持つ方々に活用していただければ幸いです。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

1 音についての基礎知識

(1) 音の大きさ

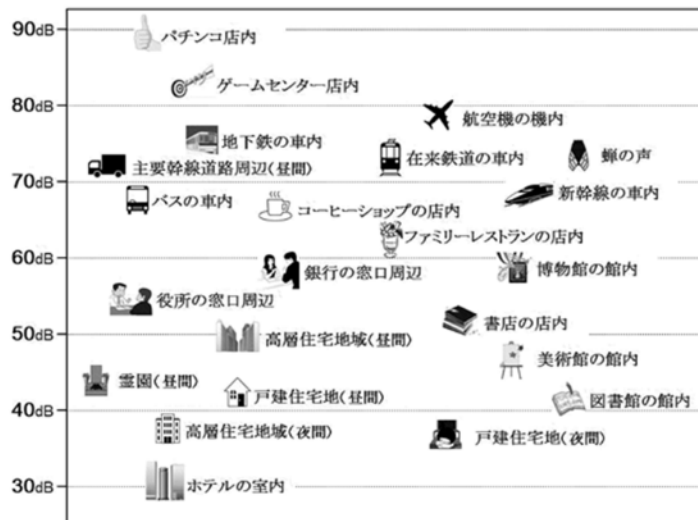
音の大きさはデシベル（dB）という単位で表示され、日常生活における音の大きさの目安はおよそ次の表のとおりです。人の話し声も、時と場合によって、大きな騒音の発生源となります。

（環境省「生活騒音の現状と今後の課題」より作成）

音の大きさ（dB）		40	50	60	70	80	90	100
家庭用設備	エアコン		■					
	温風ヒーター		■					
	換気扇		■					
	風呂又は給排水管			■				
家庭用機器	洗濯機			■				
	掃除機			■				
	目覚まし時計				■			
	電動工具					■		
音響機器	ピアノ					■		
	エレクトーン					■		
	ステレオ					■		
	テレビ		■					
その他	犬の鳴き声							■
	子供の足音		■					
	布団をたたく音				■			
	ドア・窓の開閉音					■		
	人の話し声			■				■

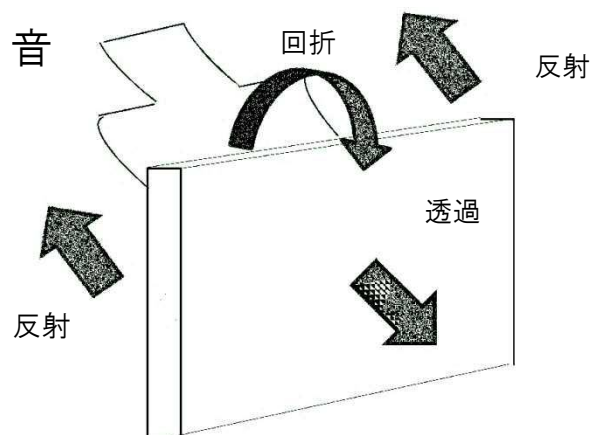
また、身近な騒音の目安は、次のとおりです。

（単位：dB）



出典：全国環境研協議会
騒音調査小委員会
「騒音の目安（都心・近郊用）」

(2) 音の伝わり方



音はさまざまな方法で伝わっていきます。空気中を伝わる音が壁にあたると、一部が空気中にはねかえされ（反射）、残りが壁の中に侵入します（吸音）。侵入した音のうち一部は壁に吸収され、残りは反対側に抜けていきます（透過）。そのほか、建具や壁の隙間からの音のもれや天井裏などを通じて隣室に音が伝わる側路伝搬という方法でも伝わります。音にはまた、2つ以上の音が重なって互いに強めたり、弱めたりする干渉と呼ばれる現象や、塀の後ろに音が回り込む回折と呼ばれる性質もあります。

音は、伝わる過程で四方八方に拡散しながら小さくなっていきます（距離減衰）。また、途中で塀などの遮蔽物があると、音はその裏側には直接伝わらないので小さくなります（回折減衰）。

騒音対策は、発生源への対策とともに、発生源を十分離したり、発生源との間に塀などの遮蔽物を置くことが基本となります。

2 生活騒音

平成27年度に川崎市内で発生した公害苦情のうち全体の約1/3が騒音苦情で、そのうち建設工事に伴い発生する騒音苦情が最も多く、生活騒音に関する苦情や相談も多く寄せられています。

(1) 生活騒音の特徴

生活騒音は、私たちの日常生活に伴って発生することから、次のような特徴があります。

- ・ 法律や条例で直接に規制することは困難となっています。
- ・ 限られた隣近所の人たちのみに迷惑・被害を与えます。
- ・ 騒音の発生場所や発生時間が不特定です。
- ・ お互いに被害者にも加害者にもなる可能性があります。

- ・迷惑（被害）の程度は、騒音の大きさのみでは判断できず、加害者との近隣関係等に左右されます。
- ・音源側と受信側の生活様式の違いが要因となることがあります。

国土交通省が行った「平成25年度マンション総合調査結果」によると、マンションの55.9%において、居住者間の行為・マナーをめぐる等何らかのトラブルが発生しています。

その主なものは「生活騒音」34.2%、「違法駐車」24.7%、「ペット問題」22.7%と、音に関係するトラブルが多いのが特徴です。（重複回答）

どの問題も、マンションに居住する中から発生するもので、そういう意味では生活騒音は、誰でも加害者側になる可能性があるといえます。

生活騒音は日常生活の中で出る音であり、音の種類、音の出る時間、場所はいつも同じとは限りません。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間に周りが静かになれば、うるさく感じることもあります。音の感じ方には個人差があり、「〇〇デシベルだから何の問題もない。」というようにいきません。

（2）生活騒音の防止について

私たちが生活していくうえで「避けられない音」、自分にとって「楽しい音」も、他人にとっては「うるさい音」、「不快な音」として受け取られることもあります。

このことを認識して、日頃から、自ら出す音に注意を払い、近隣の迷惑にならないように工夫することが必要です。

◇日常的な対策

市に寄せられる生活騒音の相談では、集合住宅の生活音、音響機器・楽器類の音について多く寄せられています。日頃から、不必要な音を出さない配慮と、音を低減する工夫等に努めることが大切です。自分自身で簡単にできる防音の方法を紹介します。

【集合住宅の生活音】

■足音

足音は意外と階下にまで響いています。特に小さいお子様のいる家庭では、床にマット類を敷くなど階下の人の迷惑にならないようにしましょう。廊下や階段を歩く音も時間帯によっては迷惑な音です。共用部分でのルールを再確認しましょう。

■扉・窓の開閉音

乱暴な開閉をやめて、静かな開閉を心掛ける。扉にはドアクローザー、気密パッキン、隙間テープ等の緩衝材を取り付け、音の発生を少なくする工夫をしましょう。

■風呂・給排水音

コンクリートの壁ひとつで隣家と接している集合住宅では、浴室・台所・トイレなどからの流水音は、本人が思っている以上に隣家に伝わっているものです。早朝や深夜時間帯の入浴や水の使用はできるだけ控えましょう。

■目覚まし時計・電話・チャイム

音量の調整ができるものを選び、隣家等から離れた場所に置き、迷惑がかからないようにしましょう。

■洗濯機・換気扇・湯沸器・掃除機・室外機などの家庭用機器・住宅用設備

早朝や深夜の使用を控え、使用する時間に配慮しましょう。また、定期的に点検し、異常音に注意を払い隣家に迷惑のかからない場所に設置しましょう。新規に購入する際は販売店や工事店と相談し、低騒音型の機器を購入するよう努めましょう。

■ペット

- ・犬…規則正しい食事と運動を与え、犬小屋はいつも清潔にし、小さいときからしつけムダ吠えはさせないようにしましょう。
- ・猫…繁殖期の鳴き声は迷惑です。繁殖を望まない場合は、去勢・避妊手術について獣医師と相談しましょう。
- ・鳥…早朝や深夜に鳴かせないように、カゴや小屋を遮光しましょう。

■話し声・騒ぎ声

人の声の大きさは、性別、年齢、話の内容などによってある程度違いますが、一般的にはおおよそ50dB以上、ヒソヒソ話でも40dB程度あるといわれています。このため、本人は案外気がつかずに迷惑をかけていることがあります。早朝・深夜の話し声や、人が集まった時の騒ぎ声には十分注意することが必要です。

【音響機器・楽器類】

■テレビ・ステレオ・カラオケなど音響機器

早朝や深夜時間帯は音量を小さくするか、スピーカーではなくヘッドホンやイヤホンを使用しましょう。また、設置場所やスピーカーの向きは隣家への影響が少な

い場所を考慮して置き、窓やドアを閉めたり厚手のカーテンやカーペットを使用しましょう。

■ピアノ・電子オルガンなど楽器類

ピアノや電子オルガンなどの楽器類は、何らかの防音対策を施さない限りかなりの音が外へ漏れると考えなければなりません。夜間や長時間演奏するためには、本格的な防音工事が必要です。防音をしていない場合は夜間演奏は止めましょう。演奏する部屋は、外壁に接していない部屋が隣家への影響が少ない部屋を選び、演奏するときは窓や扉を必ず閉めましょう。また、部屋にはカーペットを敷く、厚手のカーテンを使う等室内の吸音を良くし、楽器本体の音量が調節できるものは、音量を小さくして演奏しましょう。なお、さらに防音効果を高めるには、防音カプセル、アタッチメントパネルを使用しましょう。

しかし、工夫程度の簡単な方法では、問題の解決が期待できない場合もあります。このような時は、必要に応じて何らかの防音対策が必要になります。

■音はこのようにして小さくできます

- ①発生源を影響の少ない離れた場所へ移す。(距離減衰)
- ②発生源を囲うなど、音の伝わる経路をさえぎる。(遮音)
- ③グラスウールなど音を吸収する効果の大きい材料を内側にはる。(吸音)
- ④集合住宅の跳びはね音を和らげるためにゴムなどを使用する。(制振・防振)
- ⑤音の伝わる経路に塀などを建て、音の伝わる経路を遮断する。(回折減衰)

※ 床の遮音について、新築やリフォームの際に参考にしてください。

遮音等級 (JIS A 1419)	L-35	L-40	L-45	L-50	L-55	L-60
適用等級 (集合住宅)	特級		1級	2級		3級
人の足音や 跳ね回り等	ほとんど聞こえない	通常では聞こえない	聞こえるが 気にならない	聞こえる	よく聞こえる	発生音がか なり気になる
椅子の移動音 ・物の落下等	通常では聞こえない	ほとんど聞こえない	小さく聞こえる	発生音が気 になる	発生音がか なり気になる	うるさい
生活実感・ プライバシー の保護	上階の気配を 感じる場合がある	気配は感じるが 気にはならない	上階の生活が 多少意識される程度 スプーンを落とすと かすかに聞こえる	上階の生活 が意識される 椅子を引きずる音は 聞こえる	上階の生活 がある程度わかる 椅子を引きずる音は うるさく聞こえる	上階の生活 行為がよくわかる

参考：床の遮音等級（日本建築学会）

3 生活騒音で迷惑や申し入れを受けたら

生活騒音は、日常生活に伴って発生するものですから、なくすことはできません。それだけに、一人ひとりが普段から心掛けて、必要以上の音を出さないように注意することが大切です。

また、生活音の感じ方はその音を出している家の気配りと近隣との付き合いの程度によって変わると言われています。つまり、日ごろから、家庭用機器、音響機器など日常生活の音に注意を払うことと、より良い隣人関係を作ることが生活騒音トラブルを減らすことにもつながると思われまます。

本市では、「生活騒音対策に関する指針」を定め、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めています。さらに地域においてルールづくりをすることや、当事者間の話し合いによる解決をお願いしています。

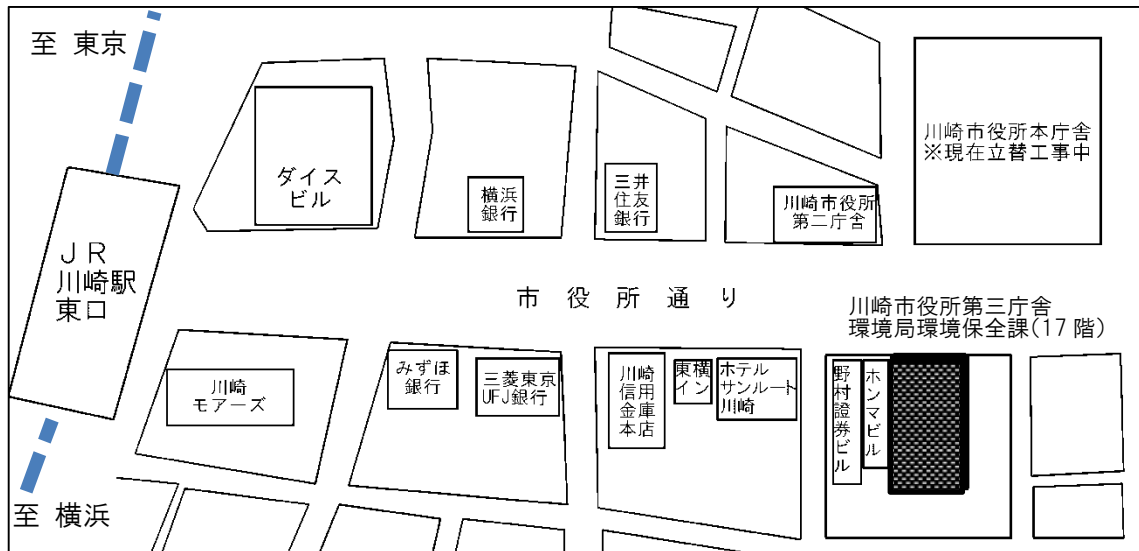
生活騒音問題が起きたら、感情的にならず、お互いに譲り合いの気持ちをもって話しあうことが大切です。

■解決の手がかり

- (1) 発生源への申し入れは早めに行いましょう。(我慢したことで感情的になってしまふことがあります。)
- (2) 申し入れを受けたら、相手の立場になって考えましょう。(感情的にならず、指摘された音の音量、設置場所、使用時間や異常音の発生の有無を点検しましょう。)
- (3) 賃貸住宅・賃貸マンションの場合は大家・管理会社へ、分譲マンションであれば管理組合へ、一戸建てなら町内会や自治会に相談する方法もあります。生活騒音の場合、匿名でも位置関係で苦情者の名前がわかってしまうことが多く、町内会や管理組合等の第三者が間に入ったほうが良い場合があります。市役所が介入することにより、近隣との関係がこじれてしまう場合もあります。また、民事的な事項については、原則として、市役所が介入することはできません。
- (4) 本市では、騒音計の貸し出しを無料で行っており、実際に感じている騒音の大きさを、数値を持って客観的に借受者自身が確認することができます。

また、集合住宅内での生活騒音の場合は、当事者、大家もしくは管理会社担当者に音を確認してもらう、あるいは、関係者立会いの下で音の測定をすることをすすめます。(測定した数値はあくまでも参考値であり、測定結果を相手に突きつけることによりトラブルとなる可能性があるため注意が必要です。なお、貸出した騒音計は日本品質保証機構による検定を受検していないため、測定結果を取引や証明に使用することはできません。裁判等の資料とする場合は、ご自身で測定した数値では測定状況などからデータの信憑性を得ることが難しいため、専門業者に測定を依頼することをすすめます。)

【案内図】



川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第三庁舎 17階

環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当

電話 044(200)2525

FAX 044(200)3921

e-mail 30hozen@city.kawasaki.jp

2022.4